樹木・樹林・生け垣 保護指定の手引き

中野区 環境部 環境課 環境・緑化推進係 IL3228-5516

この制度は、「中野区みどりの保護と育成に関する条例」に基づき、一定の要件を満た し、特に保護する必要があると認めることのできる樹木・樹林・生け垣について、その所 有者等の同意を得て保護指定し、その後に要する維持管理費の一部を補助するものです。

保護指定の対象となる樹木・樹林・生け垣は、良好な景観を備え、かつ継 続的に管理が行き届いていることが確認できるものです。

※下記の条件のほか、個別の状況から審査を行い、適否を判断させていただきます。

●保護樹木

地上1.5mの幹周りが1.2m以上で良好な形態 の樹木

1本あたり 10,000円



●保護樹林

面積300㎡以上の樹木の集団

面積300㎡ ~ 500㎡未満 30.000円 面積500㎡ ~ 1.000㎡未満 40,000円 面積1.000㎡ ~ 2.000㎡未満 60,000円 面積2.000㎡ ~ 80.000四



●保護生け垣

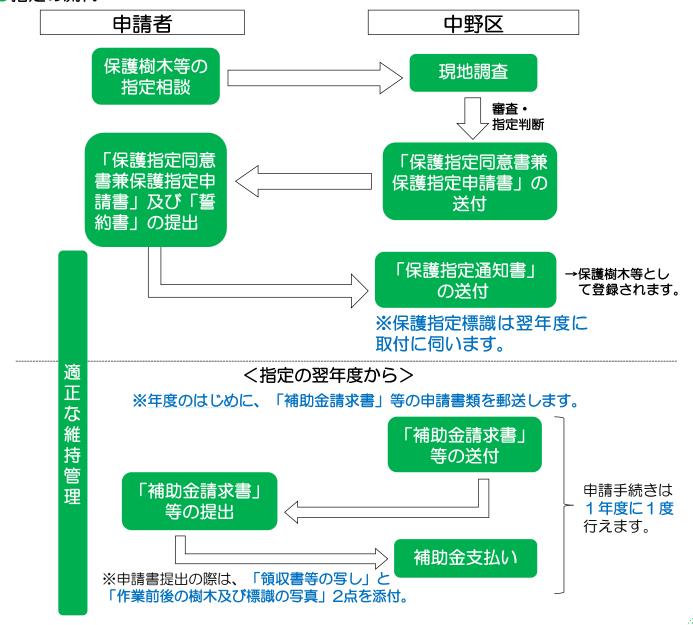
道路に面し、高さ1m以上、延長10m以上の 良好な景観で管理が行き届いている生け垣



1mあたり 1,000円



●指定の流れ



●注意

- ① 保護指定された樹木・樹林・生け垣の剪定等の手入れ、落ち葉清掃など日常の維持 管理は、所有者(管理者)の責任において行ってください。日頃から適切な管理をする よう努めてください。
- ② 保護指定した樹木・樹林・生け垣の伐採、移植などを行う場合は、事前にご相談いただく必要があります。

●保護指定樹木・樹林賠償責任保険について

樹木の枝が折れて、たまたま下を通りかかった人や車を傷つけたというように、第三者に被害を与えてしまった場合に備えて、保護樹木・樹林は賠償責任保険に加入しています。 保険料の支払い、加入手続きは区が行います。

●その他

台風などの強風や積雪により大きな被害を受けた樹木等の復旧・除去や、人身・建築物等に深刻な被害を与えているもしくは、おそれのある樹木等への対処など、緊急に対応が必要な場合に、その費用の一部を補助できることがあります。担当までご相談ください。